

(公社)東基連 上野労働基準  
協会支部  
住所 〒110-0015  
東京都台東区東上野 5-17-8  
中銀第二マンション1F 店舗5  
電話 03-5830-6961  
支部長 村松 與章  
責任者 加藤 修一  
印刷 (株)サンライズ

# 上野労働基準会報

2023年  
1月  
No.240



足柄平野と富士山

(写真：足柄上郡松田町役場提供)



## 新春のお慶びを申し上げます



### 目次

- ◇ 新年のご挨拶／村松上野労働基準協会支部長、川口相談役、宮本副支部長、奥村副支部長 ..... 2
- ◇ 新年のご挨拶／大久保上野労働基準監督署長、堂免副支部長、清水副支部長 ..... 3
- ◇ 新年のご挨拶／鈴木総務部会長、北村労働基準部会長、石井安全部会長、大槻衛生部会長、尾世広報部会長 ..... 4
- ◇ 2022（令和4）年10月1日から歯科検診の結果報告がすべての事業場に義務化されます ..... 5
- ◇ 健康診断の実施と報告について ..... 6～7
- ◇ 労働保険料3期分の納付について ..... 7
- ◇ 外国人在留支援センター安全衛生班の無料支援について ..... 7
- ◇ 上野労働基準監督署管内の労働災害発生状況 ..... 8
- ◇ 上野労働基準監督署からのお知らせ ..... 9
- ◇ 会員専用ページについて、支部事務局からお知らせ ..... 9
- ◇ 令和5年元旦 謹賀新年（各社ご挨拶） ..... 10～11
- ◇ 新入会員のご紹介／事務局からの行事報告／支部行事等のお知らせ ..... 12
- ◇ 【付録】 2023年（令和5年）安全衛生行事予定表 ..... 本誌に差し込み



## 新年のご挨拶



上野労働基準協会支部長

村松 與章 (公益財団法人メトロ文化財団)



新年明けましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては健やかに新年をお迎えのことと存じます。昨年の世界の経済活動は当初の予想より大幅に鈍化し、物価の高水準での生活の危機、ロシアのウクライナ侵攻、長引く新型コロナウイルスのパンデミックなどすべての要因が経済見通しに重くのしかかっています。また日本経済は比較的安定していると言われていますが世界同時の大幅利上げ状態の下、世界同時不況が発生し、その中に巻き込まれることがないように舵取りを願っています。

さて、新型コロナウイルスとのお付き合いについては、感染拡大当初は在宅勤務環境が整わないまま出勤を減らさざるを得なかったのに対し、最近では出社の減少分が在宅勤務に置き換わってきており、各事業場でも工夫を凝らしオンライン会議も増加しています。

当支部でも当初は新型コロナウイルスにとまどったものの、昨年は前回に続き雇入れ時安全衛生教育講習会をリアル講習会とwebで実施し、今後の講習会の可能性を確認しました。

今後withコロナの環境でも会員の皆様のニーズに応えられるよう支部の運営を工夫しながら情報提供や講習会を実施して参ります。

最後に会員の皆様のご健勝とご発展を心よりご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 副支部長からのご挨拶



上野労働基準協会支部相談役

川口 義彦 (中小企業福祉事業団)



新年あけましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと存じます。

本年の干支は「癸卯」。十干の最後にあたる「癸」は生命の終わりと次の新たな生命の始まりを意味し、「卯」は景気回復の意味合いを持っています。本年こそコロナ禍が収束し、景況が良くなることを祈念しております。

昨年、日本でもっとも長い歴史をもつ博物館として、文化財の保存と公開という役割を果たしてきた東京国立博物館は、創立150年を迎えました。それを記念して所蔵する国宝すべてを公開していたのは、記憶に新しいところです。

上野地区には、同様に歴史ある素晴らしい企業が多数残っております。その企業の果たしてきた役割は、常にそれを守り、発展させてきた働く方々の努力の結果です。それは上野地区の宝と言っても過言ではないでしょう。その歴史に営みに敬意と感謝を抱きながら、更なる発展をしていけるよう、私も微力ながらお力添えをしていきたいと思っております。

最後に、会員の皆様のご健勝とご発展をお祈り申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

上野労働基準協会支部副支部長

宮本 朱子 (株式会社大丸松坂屋百貨店上野店)



新年あけましておめでとうございます。上野労働基準協会支部会員の皆様におかれましては、日頃より当支部の運営にあたり格別なるご支援、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症においては再び増加傾向にありWITHコロナへの模索は続くものと思われれます。一方、ワールドカップでの日本勢の活躍に未来への新たな希望を確信された方も多かったのではないのでしょうか。困難にも果敢に取り組む姿勢を拝見し、我々を取り巻く様々な経営課題に真摯に取り組むことの重要性を改めて認識した次第でございます。会員の皆様にご協力を賜りながら今後の活動を推進してまいりたいと存じます。

最後に、会員の皆様のご健勝とご発展を心より祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

上野労働基準協会支部副支部長

奥村 英雄 (凸版印刷株式会社)



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては健やかに新春を迎えられたことと、お慶び申し上げます。

昨年は、北京オリンピックで過去最多となる18個のメダル獲得や、サッカーW杯に日本が7大会連続で出場し強豪国を撃破し決勝リーグに勝ち進むなど、スポーツ界は嬉しい驚きであった反面、ウクライナ紛争や安倍元首相が凶弾に倒れる等、社会面においては国内外に激震が走りました。

更に急激な円安、それに伴う物価上昇など私達を取巻く事業環境が厳しさを増す中、実質賃金の減少を防ぐ為のインフレ

上野労働基準監督署長

大久保 純子



新年あけましておめでとうございます。

上野労働基準協会支部会員の皆様には、旧年中、当署の業務推進に格別のご理解とご協力を賜りましたこと厚く御礼申し上げます。

行動制限はないと言われつつも、新型コロナウイルス感染症の影響は未だ大きいながら、インバウンドが再開し、パンダ来日50周年など、台東区には嬉しいニュースも出てきたところです。

昨年5月より、上野労働基準監督署では、親しみやすさにも力を入れた上野労働基準監督署ニュースの発行を開始し、コロナの労災請求にかかる通達等と一緒に貴協会支部HPに掲載していただいております。月刊で発行し、幅広に法改正等の動きを追っておりますと、社会を取り巻く状況から、最低賃金にとどまらない賃金引上げの要請であったり、フリーランスや一人親方などもクローズアップされ、働き方改革関連法とひとくくりにはできない大きな変化を感じます。

令和4年、当署管内では、新型コロナウイルス感染症のみならず、転倒等の労働災害も増加し、10月末現在で令和3年よりも92.5%上回ってしまい、墜落等を原因とする死亡災害も2件発生してしまいました。

そのような状況を踏まえ、引き続き労働災害防止に力を入れるとともに、賃金引上げ支援策、本年4月からの中小企業の月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の25%から50%への引き上げ、令和6年4月からの建設業、自動車運転者の時間外労働時間規制などについても丁寧な説明と情報発信に心がけて参ります。

東京労働局のキャッチフレーズは、「誰もが安心して働き活躍できるTOKYOへ」です。

末筆となりましたが、貴協会支部の今後の益々の発展と、会員皆様の事業で、誰もが安心して働き活躍できることを祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

手当や、これまで以上の賃上げが求められるなど経営の舵取りはより一層不確実性が高まりつつあります。しかし、この難局を乗り切る為には、イノベーション創出の源泉である「人的資本=社員」への投資を積極的に行い、企業の競争力の向上に繋げていくと共に、厚生労働省が周知する賃金引上げに向けた生産性向上等の支援の積極的な活用も一つの選択肢と思います。

当支部と致しましても、会員の皆様のニーズに資する情報提供等を今後も行ってまいります。

最後に、皆様のご健勝とご発展を心より祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

上野労働基準協会支部副支部長

堂 免 敬 一 (東京地下鉄株式会社)



新年あけましておめでとうございます。

上野労働基準協会支部会員の皆様には日頃より当支部運営にあたり多大なるご支援、ご協力を賜り心から御礼申し上げます。昨年7月より前任の長谷に代わり副支部長に就任いたしました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

2023年が幕を閉じましたがウイズコロナで新年を迎えるのも3度目となりました。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会活動への制約は緩和されましたが国際情勢等の不安定による将来への不透明さが依然として続いております。一方、入国規制緩和、全国旅行支援施策実施等による旅行者増加に伴い私たちの上野地区に一層の賑わいが戻って来ることには大いに期待したいところです。このような時代であるからこそ地域における連携の重要性が増すように思います。会員の皆様と連携を図り、社会環境の変化に即して必要な各種取り組みを推進できればと思っております。

最後になりますが、会員の皆様のご健勝とご発展をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

上野労働基準協会支部副支部長

清 水 由 香 (滝川株式会社)



新年明けましておめでとうございます。

上野労働基準協会支部会員の皆様には、日頃より当支部の運営にあたり格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年はロシアのウクライナ侵攻という大きな出来事があり、世界中が影響を受けました。日本では近年稀にみる円安で物価の高騰が起こり、消費者の経済状況にも厳しい影響がでております。

政府による総合経済対策にも期待いたしますが、そのような中、物価上昇に伴う生活水準の維持と労働力確保を背景に賃金上昇対策を講じる企業が増えております。これも労働生産性を高めることと同時に行うことが大切だと考えております。また、自然災害対策としてBCP対策を整備しておくことも重要です。企業として多くの課題があると思っておりますが、当支部といたしましては、会員の皆様にご協力を賜りながら今後も活動を推進してまいりたいと存じます。

最後に、会員の皆様のご健勝とご発展を心より祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 部長からのご挨拶

上野労働基準協会支部総務部会長 **鈴木 寛和** (株式会社東天紅)

上野支部会員の皆様におかれましては健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。  
 新型コロナの感染発生から丸3年が経過しましたが、本年も賀詞交歓会の中止を余儀なくされるなど、依然として予断を許さない状況が続いており、また、ウクライナ危機に伴う深刻なエネルギー資源の不足、および円安と相まって私たちの生活を圧迫する物価の高騰など、各社様ともご対応に追われていること存じます。取り巻く情勢は厳しいですが、この1年も総務部会として会員の皆様や上野労働基準監督署のご指導を頂きながら、支部長を中心に、法改正への対応や労働環境の改善、多様な働き方への柔軟かつ適切な対応などに取り組む一助となれるよう取り組んでまいります。本年も皆様が健康で、明るいつい職場、楽しい生活となることを心よりご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



上野労働基準協会支部労働基準部会長 **北村 修一** (八千代自動車株式会社)

新春のお慶びを申し上げます。本年も微力ながら上野労働基準協会支部の運営に尽力致す所存でございますので宜しくお願い申し上げます。  
 ご承知の通り、働き方改革関連法が順次施行され、本年4月からは中小企業においても、月間60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率が50%に引き上げられます。そして来年4月からは建設事業、自動車運転の業務などの時間外労働の上限規制の適用がスタートします。従いまして益々適正な労働時間管理が求められます。本年も上野労働基準監督署のご指導のもと、皆様のご協力を賜りながら労働基準部会としての情報発信や感染防止に配慮した労務管理セミナーの開催などに取り組んでまいります。  
 一日も早く新型コロナの感染や世界情勢が落ちくことを願い、皆様のご健勝とご発展を祈念致しまして新年のご挨拶とさせていただきます。



上野労働基準協会支部安全部会長 **石井 貴士** (日本電設工業株式会社)

新年明けましておめでとうございます。  
 安全部会長を仰せつかり2年目となりました石井と申します。日頃より皆様方のご協力を賜り、新しい年を迎えることが出来ましたことに、あらためまして御礼申し上げます。  
 安全部会では、新型コロナウイルスの影響により、一部の活動が中止となりましたが、今年は感染状況を鑑みながら、皆様とより良い職場作りと相互の親睦となるための活動を微力ながら推進していきたいと考えております。  
 また、上野労働基準監督様をはじめ、関係者皆様のご指導、ご協力を賜りながら、多岐にわたる諸問題に対し、解決に向けて一歩ずつ着実に前進し、法律やそれに基づく各職場での安全ルールを守ること、すべてにおいて優先されるべき「安全」の推進活動に微力非才の身ではございますが、全力で取り組む所存でございますので、今後とも何卒よろしく御礼申し上げます。  
 皆様方のこの一年のご健勝とご多幸をお祈りし、新年のご挨拶とさせていただきます。



上野労働基準協会支部衛生部会長 **大槻 浩伸** (株式会社メトロセルビス)

新年あけましておめでとうございます。旧年中は会員の皆様には、衛生部会の運営にご支援ご協力を賜りありがとうございました。本年もよろしく御礼申し上げます。  
 さて、昨年の当支部衛生部会の活動におきましては、新型コロナウイルスの影響もあり、特に「安全衛生管理セミナー(署、建災防と共催)」では人数制限を設けた開催ではありましたが実施することができました。しかし、安全部会と合同実施の「優良事業場研修会」の中止や各種講習会の縮小で、会員企業様には大変ご迷惑をお掛け致しました。  
 今後も新しい生活様式を実践した生活が求められることとなりますが、健康を維持する上で衛生は不可欠だと思います。微力ではありますが、会員の皆様をはじめ上野労働基準監督署の皆様のご協力を賜りながら、安全衛生への継続的な取り組みを推進して参りますので、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。  
 結びに会員の皆様ならびに各企業様のご多幸とご繁栄をご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



上野労働基準協会支部広報部会長 **尾世 敏彦** (有限会社丸世)

新年あけましておめでとうございます。コロナ禍の衰えも見えず、第8波に突入したとの懸念もある中、会員の皆様方には元気で、新年を迎えられた事とお喜び申し上げます。  
 広報部会といたしましては、上野労働基準監督署のご指導のもと、より良い上野労基会報の紙面づくりの実現に向け取り組んでまいりますので、今年も引き続きご支援ご協力をお願い申し上げます。  
 最近ではコロナ対応に追われながらも、明治の初期に福沢諭吉が翻訳した寓話で、皆様もよくご存知のイソップ童話「おおかみ少年」の話を思い出しております。コロナ対策も大切ですが、しかし地震に関する限り、首都直下型地震や南海トラフ大地震は必ず近いうちに起こると言われております。  
 新年を迎えるに当たり、「おおかみ少年」の話を再認識し、職場や地域主催の防災訓練には積極的に参加し、労働行政と共に、災害予防の意識高揚に励んでいただくことを願い、同時に皆様方のこの一年のご健勝とご発展を祈念致しまして新年のご挨拶とさせていただきます。





# 健康診断の実施と報告について

事業者は、労働者に対し、労働安全衛生法で定められた健康診断を実施していただく必要があります。また、健康診断実施結果の記録の保存と一定の健康診断については所轄の労働基準監督署長に報告する必要があります。

## 1 一般健康診断

- ・一般健康診断に際しては、その結果に基づき健康診断個人票を作成し、5年間保存する必要があります。
- (1) 雇入れ時の健康診断（労働安全衛生規則第43条）
  - ・常時使用する労働者を雇い入れるときに実施するもので、所轄労働基準監督署長への報告の必要はありません。
- (2) 定期健康診断（労働安全衛生規則第44条）
  - ・常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期に実施するものです。
  - ・常時50人以上の労働者を使用する事業者は、「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署長に提出する必要があります。
- (3) 特定業務従事者に対する健康診断（労働安全衛生規則第45条）
  - ・労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期に実施するものです。
  - ・常時50人以上の労働者を使用する事業者は、「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署長に提出する必要があります。
- (4) 海外派遣労働者への健康診断（労働安全衛生規則第45条の2）
  - ・6月以上海外に派遣する労働者に対し、派遣前及び帰国後に実施するもので、所轄労働基準監督署長への報告の必要はありません。

## 2 特殊健康診断

- (1) 有機溶剤健康診断（有機溶剤中毒予防規則第29条）
  - ・屋内作業場等における有機溶剤取扱い業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に実施するものです。
  - ・健康診断個人票については、5年間保存する必要があります。
  - ・「有機溶剤健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。
- (2) 鉛健康診断（鉛中毒予防規則第53条）
  - ・鉛取扱い業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に実施するものです。
  - ・健康診断個人票については、5年間保存する必要があります。
  - ・「鉛健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。
- (3) 四アルキル鉛健康診断（四アルキル鉛中毒予防規則第22条）
  - ・四アルキル鉛取扱い業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後3月以内ごとに1回、定期に実施するものです。
  - ・健康診断個人票については、5年間保存する必要があります。
  - ・「四アルキル鉛健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。
- (4) 特定化学物質健康診断（特定化学物質障害予防規則第39条）
  - ・特定化学物質取扱い業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に実施するものです。
  - ・健康診断個人票については、5年間（特別管理物質については30年間）保存する必要があります。
  - ・「特定化学物質健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

- (5) 電離放射線健康診断（電離放射線障害防止規則第56条）
- 放射線業務に常時従事する労働者で管理区域内に立ち入る者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に実施するものです。
  - 健康診断個人票については、30年間保存する必要があります。
  - 「電離放射線健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。
- (6) 石綿健康診断（石綿障害予防規則第40条）
- 石綿等の製造若しくは取扱いに常時従事する労働者並びに従事したことのある労働者及び石綿等の製造若しくは取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者及び従事したことのある労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に実施するものです。
  - 健康診断個人票については、40年間保存する必要があります。
  - 「石綿健康診断結果報告書」を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。
- (7) じん肺健康診断（じん肺法第8条）
- 常時粉じん作業に従事している労働者並びに常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に従事している労働者のうち、じん肺管理区分が2及び3の労働者に対し、実施するものです。
  - じん肺管理区分に応じた健康診断の頻度は下表のとおりです。
  - 健康診断個人票については、エックス線フィルムとともに7年間保存する必要があります。
  - 健康診断実施の有無にかかわらず、毎年12月末現在の「じん肺健康管理実施状況報告」を翌年2月末までに所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

粉じん作業従事との関連	管理区分	健康診断の頻度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回
	2・3	1年以内ごとに1回
常時粉じん作業に従事させたことがあり、現在は粉じん作業以外の作業に従事	2	3年以内ごとに1回
	3	1年以内ごとに1回

- (8) 指導勸奨による特殊健康診断
- 上記の健康診断の外、VDT作業、振動業務等、通達に基づく健康診断がありますが、実施に努め、実施した場合は「指導勸奨による特殊健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署長に提出してください。

※各種健康診断結果報告書用紙は、厚生労働省のホームページからダウンロードするか、最寄りの労働基準監督署で入手できます。

## 労働保険料3期分の納付についてお願い

労働保険料（労災保険・雇用保険）の第3期分の納付期限は1月31日となっております。お近くの銀行・郵便局等金融機関で納付いただきますようお願いいたします。納付書は納付期限の10日位前に厚生労働省から直接郵送されます。

なお、納付いただく方々の利便性を高めるため、口座振替により納付いただけるようになりましたので、申込をご希望される方は東京労働局徴収課までお問い合わせください。

東京労働局 労働保険徴収部 徴収課 TEL: 03-3512-1627

## 外国人在留支援センター安全衛生班の無料支援について

外国人在留支援センター安全衛生班が、外国人労働者の安全衛生管理について、事業主さまを無料でご支援します。電話相談、窓口相談だけでなく、メールでの相談や事業場を訪問しての支援も無料で行っています。是非、ご利用ください。オンライン（Zoom）面談も可能です。

詳しくはホームページをご覧ください。▶ <https://www.toukiren.or.jp/fresc/>



外国人在留支援センター  
Foreign Residents Support Center  
**FRESC**  
安全衛生班

〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目6番1号  
四谷タワー 13階  
東京労働局外国人特別相談・支援室内

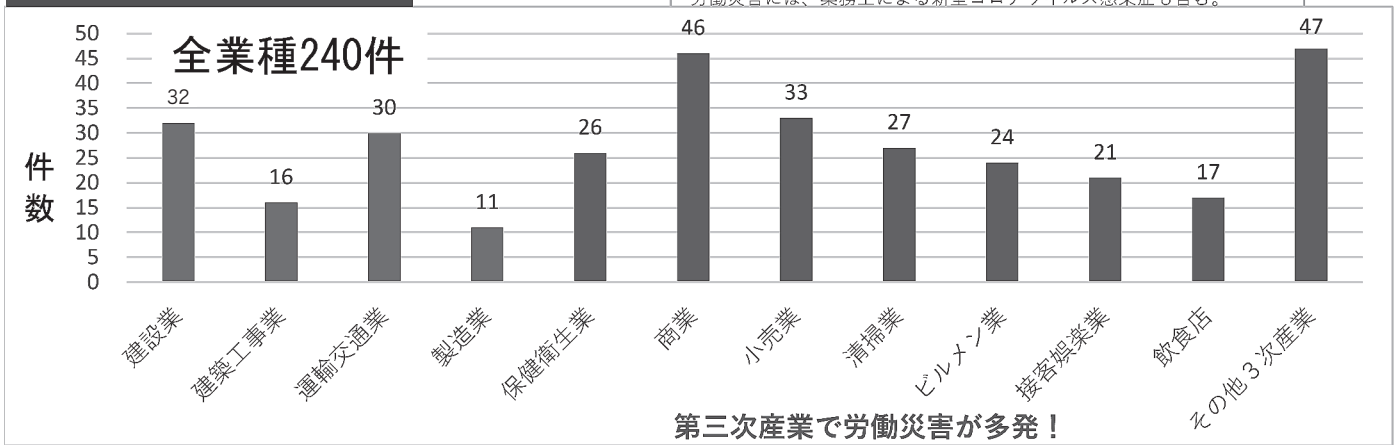
TEL フリーダイヤル ☎ 0120-816703  
ナビダイヤル ☎ 0570-011000

厚生労働省委託 外国人労働者安全管理支援事業

# 上野労働基準監督署管内の労働災害発生状況

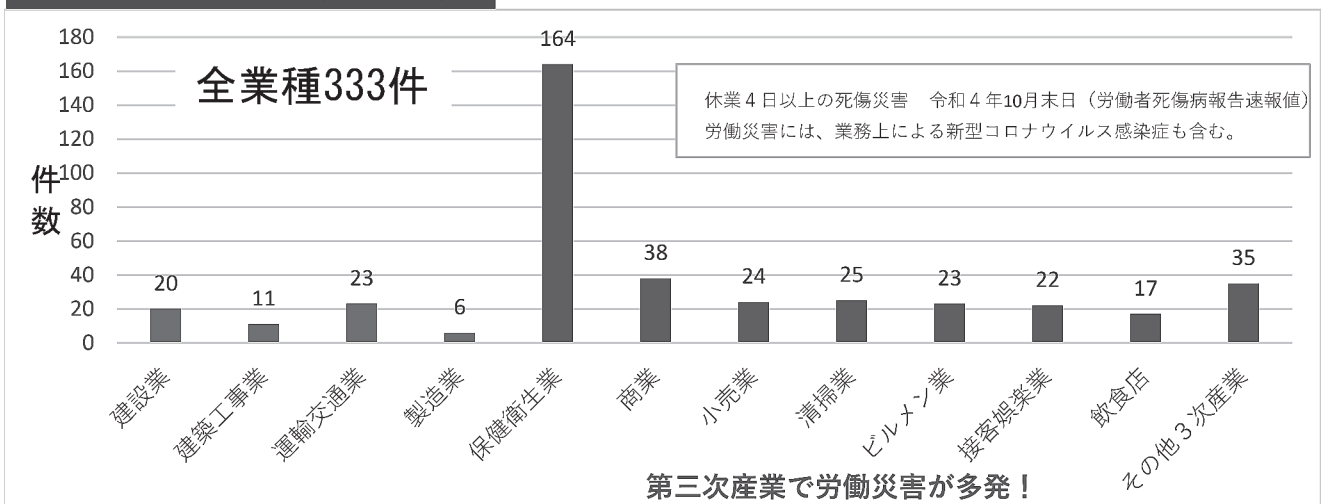
令和3年（確定値）

休業4日以上之死傷災害。  
労働災害には、業務上による新型コロナウイルス感染症も含む。



令和4年10月（速報値）

休業4日以上之死傷災害 令和4年10月末日（労働者死傷病報告速報値）  
労働災害には、業務上による新型コロナウイルス感染症も含む。



## 死亡災害事例

令和3年（1月～12月）

発生日	業種	職種 年齢 経験年数	事故の型	災害発生状況
6月	その他の事業	電工 70代 30年以上	墜落、転落	電線を設置するため、玉垣の上（高さ129.7cm）で作業していたところ、墜落した。
9月	その他の事業	警備員 60代 5年未満	交通事故 (道路)	公道で車両誘導中、誤って急にバックしてきた車両と、ブロック塀の間に挟まれた。
12月	卸売業	作業員 70代 30年以上	墜落、転落	大型冷蔵室内で木製の棚（高さ約180cm）付近に倒れていたところを発見されたもの。同棚から墜落したものと推察される。

緊急！

STOP!

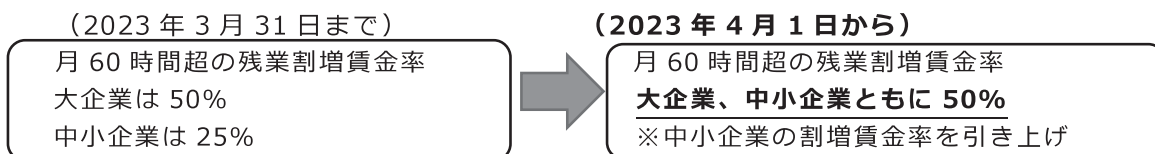
死亡災害

リスクを低減し  
重大災害ゼロへ



## 上野労働基準監督署からのお知らせ

### 1 令和5年(2023年)4月1日から猶予期間が終了し、中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります。



	1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間 を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	<b>25%</b>

	1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間 を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	<b>50%</b>
中小企業	25%	<b>50%</b>

### 深夜・休日労働の取り扱い

- 深夜労働との関係  
月60時間を超える時間外労働を深夜(22:00~5:00)の時間帯に行わせる場合、深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%となります。
- 休日労働との関係  
月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。  
法定休日労働の割増賃金率は35%です。

この機会に、事業場の割増賃金の計算が、法定の計算方法を下回っていないか確認をお願いします。

※ 詳しくは厚生労働省・東京労働局ホームページをご覧ください。



リーフレット2種類

2023年 割増賃金	検索
------------	----

### 2 給与のデジタル払いについて

厚生労働省では、令和5年4月1日を施行期日として、労働者の同意を得た上で、一定の要件を満たした場合には、労働者の資金移動業者の口座への賃金支払いを可能とする労働基準法施行規則の改正を準備中です。

※ 詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

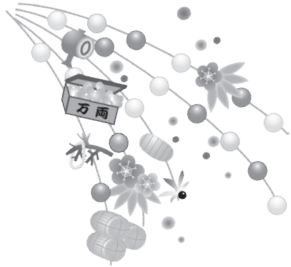


## 会員専用ページについて、支部事務局からお知らせ

ホームページのトップページに会員専用ページがあります。

- ① **【会員専用ページ】** をクリックしパスワードを入力してください。
- ② パスワードは、**ueno0001** でOKをクリックしご入場ください。

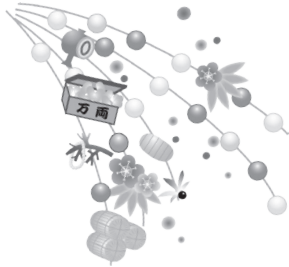
なお、パスワードの変更は、会報発行月(4、6、9、1月)に合わせて実施いたします。  
この件に対するお問い合わせは、支部事務局(TEL 03-5830-6961)へお願いいたします。



# 令和5年元旦 謹賀新年



 <p><b>中小企業福祉事業団</b> 〒111-0036 台東区松が谷1-3-5 JPR 上野イーストビル2階 理事長 川口 義彦</p>	<p><b>凸版印刷株式会社</b> 〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1番地 代表取締役社長 磨 秀晴</p>
 <p><b>Matsuzakaya</b> 松坂屋・上野 〒110-8503 東京都台東区上野3-29-5 TEL:03-3832-1111 www.matsuzakaya.co.jp/ueno/ 上野店長 渡辺 智邦</p>	<p>株式会社 <b>精養軒</b> 取締役社長 酒井 裕 <a href="https://www.seiyoken.co.jp">https://www.seiyoken.co.jp</a></p>
 <p><b>株式会社メトロライフサポート</b> 〒110-0015 東京都台東区東上野五丁目6番6号 TEL 03-5806-9655 FAX 03-5806-9656 代表取締役社長 高取 芳伸</p>	 <p><b>東京地下鉄株式会社</b> 代表取締役社長 山村 明義 <a href="http://www.tokyometro.jp/">http://www.tokyometro.jp/</a></p>
<p><b>日本電設工業株式会社</b> 代表取締役社長 安田 一成</p>	<p>株式会社 <b>アブアブ赤札堂</b> 取締役社長 小泉 和久 台東区上野4丁目8番4号</p>
 <p><b>株式会社バンダイ</b> 東京都台東区駒形1-4-8 〒111-8081 電話(03)3847-5111 代表取締役社長 竹中 一博</p>	 <p><b>東天紅</b> 〒110-8707 東京都台東区池之端1-4-1 総合ご案内 03-3828-5111 代表取締役社長 小泉 和久</p>
 <p><b>株式会社 JR東日本環境アクセス</b> 代表取締役社長 向山路 一 東京都台東区東上野三丁目4番12号 電話 03-3836-1551 (代表)</p>	 <p><b>三ツ目建設株式会社</b> 本社 〒111-0035 東京都台東区西浅草3-13-8 TEL 03-3841-0171(代) FAX 03-3841-1130 代表取締役 松井 一郎</p>
<p>公益社団法人 <b>浅草医師会</b> 東京都台東区雷門1丁目10番5号 電話(03)3844-0576 会長 堀 浩一朗</p>	 <p><b>株式会社メトロセルビス</b> 〒110-0015 東京都台東区東上野5丁目2番5号 TEL03-5806-2501(代) FAX03-5806-2513 代表取締役社長 長谷部 昭二</p>
 <p><b>株式会社吉池</b> 代表取締役 高橋 登 〒110-8522 東京都台東区上野3-27-12 TEL 03-3831-0141</p>	 <p>街の鼓動に敏感です <b>朝日信用金庫</b> 理事長 伊藤 康博</p>



令和5年元旦 謹賀新年



## ◎新入会員のご紹介◎

- 育栄建設株式会社 令和4年10月から入会いただきました
- 三信建設工業株式会社 令和4年11月から入会いただきました
- 三井住友建設株式会社 (有期事業) 令和4年12月から入会いただきました

## 事務局からの行事報告

月	日	曜日	開始時刻	行事・業務内容	会場
令和4年9	7	水	14:00	安全衛生管理セミナー (署・支部・建災防と共催)	台東区民会館9F ホール (座席指定)
10	26	水	14:00	労務管理セミナー (署と共催)	上野区民館 401 (座席指定)
11	7	月	11:00	安全部会・衛生部会合同会議	支部事務所
	10	木	10:30	広報部会1月号 (No.240) 編集会議	上野労働基準監督署会議室
	16	水	14:30	支部長・相談役・副支部長会議	上野区民館 201・101 (座席指定)
			15:20	支部幹事会	
		16:00	上野労働基準監督署長特別講演		
	25	金	8:00出発	優良事業場研修会	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
12	6	火	14:00	3支部共催 第2回労務管理等実務講習会	北とびあ7階第一研修室 (座席指定) ※幹事：王子支部
	14	水	14:00	建設業年末年始安全管理講習会 (署・建災防共催)	上野区民館 401 (座席指定)

### 安全衛生管理セミナー (署・支部・建災防共催)

日時：9月7日(水) 14:00~16:00  
場所：台東区民会館9階ホール



### 労務管理セミナー (署と共催)

日時：10月26日(水) 14:00~16:00  
場所：上野区民館401集会室



### 支部幹事会

上野労働基準監督署長特別講演  
日時：11月16日(水) 14:30~16:40  
場所：上野区民館201・101



### 建設業年末年始安全管理講習会 (署・建災防共催)

日時：12月14日(水) 14:00~16:00  
場所：上野区民館401集会室



## 支部行事等のお知らせ

月	日	曜日	開始時刻	行事・業務内容	会場
令和5年 1	25	水	15:30	新春健康セミナー	東天紅 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)
			16:40	安全衛生表彰式 (署長表彰・支部長表彰)	
			17:20	賀詞交歓会	
2	10	金	10:30	広報部会4月号 (No.241) 編集会議	上野労働基準監督署会議室
4	17	月	13:00	新入社員：雇入れ時安全衛生教育講習会	リアル：中央労働基準協会支部4階ホール
	20	木	14:00	中途採用・職転者：雇入れ時安全衛生教育講習会	(千代田区二番町9-8)
* 法定講習：労働安全衛生法第59条、同規則第35条関連／リアルとWebで実施いたします。					

〔令和5年 年間標語〕 危ないよ 声を掛け合い 安全確認 つなぐ言葉で つながる明日

## 2023年(令和5年) 安全衛生行事予定表

1月	前年11月21日～31日	令和4年度 年末・年始Safe Work推進協調期間	東京労働局
	前年12月1日～15日	年末年始無災害運動	中央労働災害防止協会
	前年12月1日～4月30日	安全衛生教育促進運動	中央労働災害防止協会
	前年12月10日～10日 15日～21日	年末年始の輸送等に関する安全総点検 防災とボランティア週間	国土交通省 内閣府
2月	1日～28日	省エネルギー月間	経済産業省/資源エネルギー庁
	1日～3月18日	サイバーセキュリティ月間	内閣サイバーセキュリティセンター
3月	1日～31日	自殺対策強化月間	厚生労働省
	1日～7日	春季全国火災予防運動	総務省/消防庁
		車両火災予防運動	消防庁/国土交通省
		春季建築物防災週間	国土交通省
1日～8日	女性の健康週間	厚生労働省	
4月	1日～9月30日	熱中症予防強化キャンペーン	環境省
	15日～5月14日	みどりの月間	林野庁
5月	1日～9月30日	STOP! 熱中症クールワークキャンペーン	厚生労働省等
	1日～7日	憲法週間	法務省
	11日～20日	春の全国交通安全運動	内閣府
	30日～6月5日	ごみ減量・リサイクル推進週間	環境省
	31日～6月6日	禁煙週間	厚生労働省
6月	1日～30日	全国安全週間準備期間	厚生労働省・中央労働災害防止協会
	1日～30日	男女雇用機会均等月間、外国人労働者問題啓発月間	厚生労働省
		土砂災害防止月間	国土交通省
		環境月間	環境省
		食育月間	農林水産省
4日～10日	歯と口の健康週間 危険物安全週間	厚生労働省 総務省/消防庁	
7月	1日～7日	全国安全週間	厚生労働省・中央労働災害防止協会
	1日～7日	全国鉱山保安週間	経済産業省
	1日～31日	海の月間	国土交通省
8月	1日～31日	電気使用安全月間 食品衛生月間	経済産業省 厚生労働省
	30日～9月5日	防災週間	内閣府
		秋季建築物防災週間	国土交通省
	9月	1日～30日	全国労働衛生週間準備期間
1日～30日		心とからだの健康推進運動	(公社)全国労働衛生団体連合会
		職場の健康診断実施強化月間、健康増進普及月間	厚生労働省
		食生活改善普及運動月間	厚生労働省
		船員労働安全衛生月間	国土交通省/水産庁
		全国作業環境測定・評価推進運動	(公社)日本作業環境測定協会
10日～16日		自殺予防週間	内閣府
21日～30日		秋の全国交通安全運動	内閣府
24日～10月1日	環境衛生週間	環境省	
27日～29日	第82回全国産業安全衛生大会【名古屋】	中央労働災害防止協会	
10月	1日～7日	全国労働衛生週間	厚生労働省・中央労働災害防止協会
	1日～31日	体力づくり強調月間	文部科学省/スポーツ庁
		健康強調月間	健康保険組合連合会
		仕事と家庭を考える月間	厚生労働省
		高齢者就業支援月間	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
	17日～23日	薬と健康の週間	厚生労働省
	23日～29日	高圧ガス保安活動促進週間	経済産業省
27日～11月9日	読書週間	(公社)読書推進運動協議会	
11月	1日～30日	特定自主検査強調月間	(公社)建設荷役車両安全技術協会
		人材開発促進月間、ゆとり創造月間	厚生労働省
		過労死等防止啓発月間	厚生労働省
		テレワーク月間	総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省
	9日～15日	製品安全総点検月間	経済産業省
	19日～25日	秋季全国火災予防運動	総務省/消防庁
12月	1日～翌年1月15日	年末年始無災害運動	中央労働災害防止協会
	1日～翌年4月30日	安全衛生教育促進運動	中央労働災害防止協会
	1日～31日	歳末たすけあい運動	内閣府
	3日～9日	職場のハラスメント撲滅月間	厚生労働省
	4日～10日	障害者週間	内閣府
	10日～翌年1月10日	年末年始の輸送等に関する安全総点検	国土交通省

(参考) 中央労働災害防止協会資料 安全衛生関連の年間行事予定表です。壁に貼ってご活用ください。※日程、行事名等は変更になる場合がございます。